

8月9日(日)は

「埼玉県知事選挙」が

行われます

【告示】7月23日(木)

【投票】8月9日(日)

【開票】8月9日(日)

午前7時～午後8時・町内11投票所

午後9時～上里町役場4階大会議室

投票方法は？

入場券を投票所に持参し
受付をしてから、交付され
た投票用紙に候補者名を記
入し、投票箱に投函してい
たきます。

入場券は封書で世帯ごと
に郵送されます。入場券を
紛失された場合や、届かな
い場合でも、投票資格を有
した本人であれば、投票が
できます。投票する時に投
票所の係員に申し出てくだ
さい。

■代理投票

投票所に出かけられても、
投票用紙に文字が書けない
という方のために、係員が
代理で記載します。秘密は
厳守されますので、安心し
て申し出てください。

■点字投票

目の不自由な方は、点字
で投票することができま
すので、投票所で申し出て
ください。

また、ご希望の方には入
場券に点字シールを貼って
郵送することもできますの
でご連絡ください。

県内の他市町村へ 転出される方へ

平成27年4月23日以降に
上里町から埼玉県内の他市
町村へ転出された方は前住
所地の投票所において投票
することになります。(不
在者投票を行うこともでき
ます。)

ただし、投票には次の要
件が必要になります。

- ①前住所地の選挙人名簿に
登録されていること
- ②市町村長が発行する「引
き続き県内に住所を有す

投票所		区域（行政区等）
第1	賀美児童館	黨・金上・内出・西金・勝一・勝二・原一・原二
第2	上里北中学校 会議室	金下・金下東・天神・真下・堀込
第3	長幡保育園	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明 寺西・新堀・並木沖
第4	長幡児童館	下郷・宮・上郷・久保・西大・東大南・東大北
第5	七本木児童館	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内・横町・阿保町 長浜町
第6	上里町男女共同 参画推進センター	立野・立野南・上久城・中久城 本郷一・本郷二・本郷三
第7	上里東公民館	下久城・京塚・古新田
第8	上里東小学校 体育館	三田・三軒
第9	上里町役場 町民ホール	久保新田・四ツ谷・西原町東・西原町西
第10	安盛保育園	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・東町
第11	神保原児童館	宮本町・八町河原・忍保

る旨の証明書」または
「住民票の写し」を持参
すること

※一度転出した後、さらに
他の市町村へ転出すると、
原則として投票すること
ができません。

※県外へ転出された方は投
票できません。



上里町で 投票できる方は？

平成7年8月10日までに
生まれた方で、平成27年4
月22日までに上里町に住民
登録し、引続き町内に居住
している方。

期日前投票

投票日当日に、何らかの
用務のため投票所へ行くこ
とができない方は、投票日
前に期日前投票ができます。

■日 時 7月24日(金)～8
月8日(土)午前8時30分～午
後8時

■投票所 上里町役場 1
階・町民ホール

※入場券裏面の宣誓書にご
記入の上、お越しください。

不在者投票

①指定施設で投票する方法
都道府県の選挙管理委員
会が指定した病院や老人
ホームなどに入院、入所し
ている方は、その施設内で
投票できます。

②滞在地で投票する方法

町外の滞在が長期にわた
る場合は、上里町選挙管理
委員会に投票用紙を請求し、
最寄りの市区町村の選挙管
理委員会へ投票することが
できます。

③郵便等で投票する方法

身体障害者手帳・戦傷病
者手帳・介護保険の被保険
者証をお持ちの方のうち、
基準に該当する場合、郵便
により投票することができ
ます。

※手続きには時間がかかり
ますので、お早めにお問
い合わせください。

「選挙公報」は 新聞折り込みで お届けします

選挙の際、候補者の氏名
や経歴、政見、写真などを
掲載する選挙公報を新聞折
り込みにより配布します。
新聞未購読の場合等は、
町内各公共施設等にも用意
しますのでご利用ください。
郵送希望の方は、事前に
上里町選挙管理委員会へご
連絡ください。

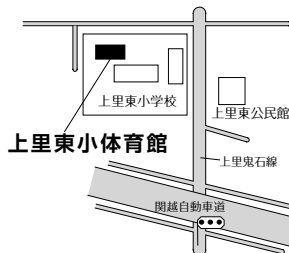
問合せ…上里町選挙管理委員会【035-11237】

投票所はこちらです

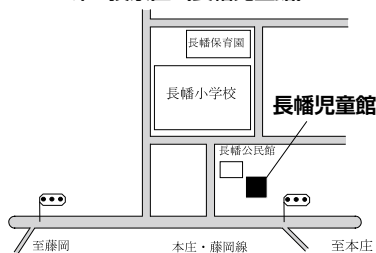
～各投票所案内図～

各投票所の地図は、郵送される入
場券の封筒にも記載されていま
すので、ご確認ください。

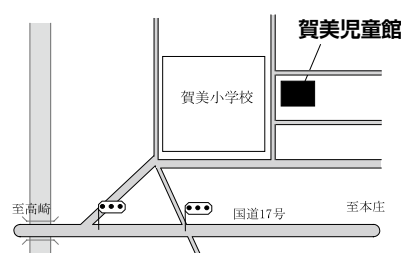
第8投票区（上里東小体育館）



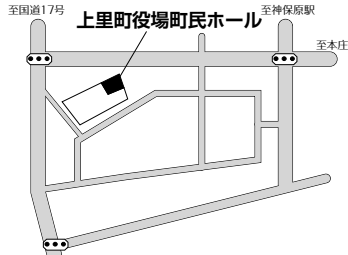
第4投票区（長幡児童館）



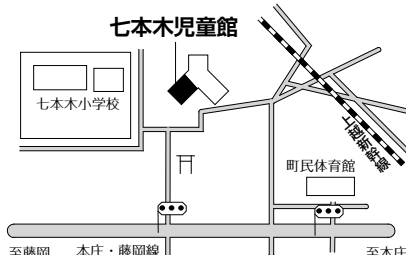
第1投票区（賀美児童館）



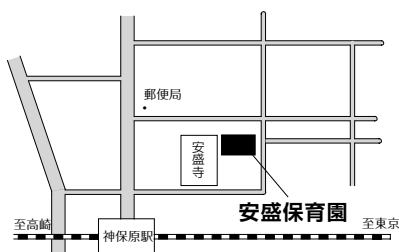
第9投票区（上里町役場・町民ホール）



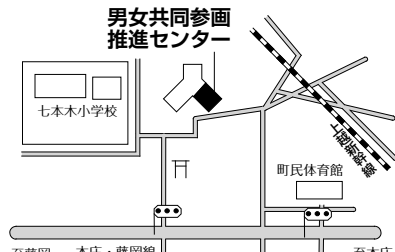
第5投票区（七本木児童館）



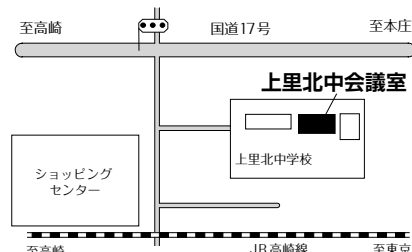
第10投票区（安盛保育園）



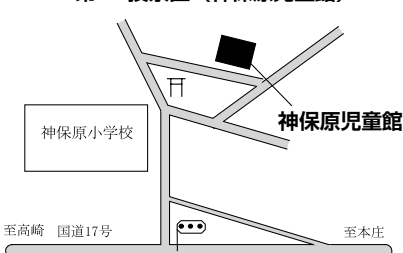
第6投票区（男女共同参画推進センター）



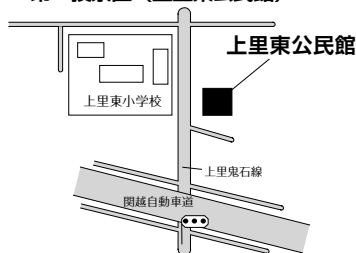
第2投票区（上里北中会議室）



第11投票区（神保原児童館）



第7投票区（上里東公民館）



第3投票区（長幡保育園）



7月10日(金)(予定)に 平成27年度 国民健康保険税納税通知書 を送ります。

国民健康保険とは…

わが国では、職業や年齢に関係なくすべての人がいずれかの健康保険に加入しなければならないことになっており、職場の健康保険等に参加している方を除いて、国民健康保険への加入が義務付けられています。



国民健康保険 マスコット 健康まもるくん

【納税義務者】

国民健康保険税は、地方税法および上里町国民健康保険税条例により世帯主が納税義務者となります。このため世帯主が国民健康保険に加入していなくても、その世帯内に加入している方がいれば、「擬制世帯主」として納税義務を負うこととなります。

【算定方法】

国民健康保険に加入している方の前年中の所得（所得割額）、固定資産税額（資産割額）、被保険者数（均等割額）、世帯（平等割額）に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分（以下、医療分・後期分・介護分）ごとに算出し、その合計額が税額となります。

区分		所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
算定基礎		総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(33万円)控除後の合計額	固定資産税のうち土地および家屋にかかる部分の額	被保険者一人について	一世帯について
税率等	医療分	6.3%	25%	15,000円	10,000円
	後期分	1.8%	—	8,000円	—
	介護分	1.23%	—	8,100円	—

※介護分は、加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。

◆税制改正により課税限度額が医療分（1万円）、後期分（1万円）、介護分（2万円）引き上げられました。
医療分520,000円 後期分170,000円 介護分160,000円 合計850,000円

【納付方法】 国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月分を次の方法により納付します。

普通徴収	特別徴収
7月から翌年2月までの8回の納期に分けて納付書や口座振替により納付する方法	4・6・8・10・12・2月の6回に分けて受給年金から徴収する方法

特別徴収の要件…世帯内の国民健康保険の加入者全員が、65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）で、受給されている年金が年額18万円以上および、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

【**軽減制度**】 世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、均等割と平等割が7割・5割・2割軽減される軽減制度があります。

◆**税制改正により5割軽減および2割軽減の判定基準所得（下線の部分）を拡充しました。**

判断基準	軽減率
世帯の判定所得が33万円以下	7割軽減
世帯の判定所得が33万円＋（被保険者数× <u>26万円</u> ）以下	5割軽減
世帯の判定所得が33万円＋（被保険者数× <u>47万円</u> ）以下	2割軽減

軽減制度に該当するかどうかは、加入者全員の所得を正確に把握し判定する必要がありますので、16歳以上の全ての国民健康保険加入者は、収入状況の申告をお願いします。（扶養になっている方、収入が無い方も必要です。）申告は、税務課住民税係窓口（1階⑫番）で受付しています。

【特例軽減（非自発的失業に伴う国民健康保険加入の場合）制度】

倒産、解雇、雇い止めなど、会社都合による離職をされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

《**対象者**》雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）や雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方で、国民健康保険に加入の方

《**軽減額**》国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、失業した方の前年分の給与所得をその30/100とみなして行います。

《**軽減期間**》離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※特例受給資格者の方や高年齢受給資格者の方は対象となりません。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減は終了します。

【**減免制度**】 特別な事情（災害・重度障害・拘禁等）により、納税が困難であると認められる場合（要審査）には、申請により保険税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。

※減免申請は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに申請書を提出する必要があります。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221（内線1131～1133）】

社会保障・税番号（マイナンバー）制度開始に伴うお願い

「今のお住まい」と「住民票の住所」が異なる方は 住民票の異動をしましょう。

平成27年10月以降、住民票の住所に個人番号（マイナンバー）が記載された通知カードが送付されます。また、個人番号カードは、申請により、平成28年1月から無料で交付されます。

なお、個人番号カードを申請する申請書は通知カードとともに送付されます。

通知カードを確実にお受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住民票の異動をお願いします。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

○住民票の異動に関する問合せ

町民福祉課町民係【☎35-1224】

○社会保障・税番号制度全般に関する問合せ

マイナンバーコールセンター【☎0570-20-0178】

受付時間…午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応【☎0570-20-0291】

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合【☎050-3816-9405】